

“NISA”か？“iDeCo”か？－再確認－

いわゆる「**老後資金 2,000万円問題**」が発端になり、老後資産形成のための投資への関心が急速に高まっているようです。今号では、改めて資産形成に適した税制上の優遇措置を持つ“**NISA**”と“**iDeCo**”について再確認いたします。

NISAとは

まずは**NISA**についてですが、**株式や投資信託への投資によって得た値上り益(譲渡所得)や配当(配当所得)にかかる所得税(現在は20.315%)を非課税とする制度**で、2014年に開始されました。

その後、幾度かの変更と新制度の創設を受け、現在では下記3種類が存在しており、それぞれ年間に投資できる金額と非課税となる期間が異なっています。

【NISA（一般NISA）】

年間投資額 **120万円**まで 期間最長 **5年(最大600万円)**

【つみたてNISA】

年間投資額 **40万円**まで 期間最長 **20年(最大800万円)**

【ジュニアNISA】

年間投資額 **80万円**まで 期間最長 **5年(最大400万円)**

なかでも今注目を集めているのは、非課税期間が20年と長い、**つみたてNISA**(2018年に開始)で、他の2つと比べ、非課税期間が長く、枠も大きいので、老後の資産形成といった**中長期的な投資**に向いており、また、投資対象となるファンドも金融庁が定めた厳しい適合条件(分散投資・低コスト・長期運用など)を満たした、ローリスク・ローリターン**の堅実な資産形成に**適しています。

ただし、逆に言えば**全ての株式投資信託を対象とする一般NISA**のような多様な選択肢はなく、年間当たりの投資額も少額なため、**投機目的での利用には向いていません**。

なお、**一般NISAとつみたてNISAの併用は不可**で、その他の違いは以下の通りです。

	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象年齢	20歳以上	20歳以上	19歳以下
払出制限	無制限	無制限	18歳まで制限
管理者	本人	本人	親権者

ジュニアNISAは子供の将来に向けた資産形成を目的とした制度で、**18歳(3月末時点で18歳になる年の前年末)になるまで原則払出しはできません**。仮に払い出した場合は、その口座での**過去の利益**に対して課税されることとなります。

なお、当然ながら**確定申告が不要**というのも、NISAのメリットです。

NISAのデメリット

税務上の優遇措置を受けられるNISAですが、当然デメリットもあり、具体的には次の様なことがあげられます。

① 損益通算ができない

損益通算とは、通常の株式取引であれば、複数証券口座がある場合に、各口座で発生している利益・損失を合算して「**損失を相殺**」できる仕組みですが、NISAの場合、NISA口座で**損失が生じた場合、その損失は他の口座の利益と相殺することができません**。これが**最大のデメリット**であり、投資家が敬遠する理由の一つです。

② 損失の繰越控除ができない

また通常の株式取引であれば、ある年に発生した損失は、3年間にわたって翌年以降に繰り越すことが可能で、翌年以降利益が生

じた場合に相殺が可能なのですが、この「**損失繰越処理**」もNISAでは**行うことができません**。

また、含み損を抱えたまま、非課税期間が終了し、通常の課税口座へ移管した場合、**移管した際の時価がその後引き継がれ、非課税期間中の損失が切り捨てられる**点にも注意が必要です。

(例)NISA口座にて100万円で株式購入

⇒非課税期間終了時の時価:60万円、含み損:40万円

⇒非課税期間終了後、課税口座へ移管し80万円で売却

⇒譲渡益:20万円(80万円-60万円)に対して課税

iDeCo(個人型確定拠出年金)との比較

NISAとよく比較されるものに、iDeCo(イデコ)があります。

制度の内容としては、自分で拠出し、運用し、受取る私的年金で、NISAと同じように**運用益などに税制上の優遇措置が講じられている**ため、比較対象としてあげられます。

この制度の主なポイントは次の通りです。

① 運用益が非課税

NISA同様、運用益が非課税となります。長期投資が前提なので、運用益が生じるとその複利効果によって資産を効率的に増やすことができます。

② 掛金が全額所得控除

拠出した掛金の**全額が所得控除**となりますので、所得税及び住民税が軽減されます。

③ 受取時点での課税の優遇

受取方法につきましては、**一時金受取(一括支給)**と**年金受取(分割支給)**の2種類から選ぶことができ、前者の場合は「**退職所得**」、後者の場合は「**公的年金等に係る雑所得**」扱いとなります。それぞれ所得から一定の計算式に基づいた控除額が差し引かれ、特に退職所得に限っていえば更に課税所得が半分になるとい、**税制上の大きなメリットを享受**することができます。

(※)お勤め先からの退職金や他の公的年金等の受取りがある場合には、それらと合算して控除の枠を使うため、超えた部分については課税されますので注意が必要です。

一方、下記のようなデメリットも存在します。

① 中途解約不可

掛金として拠出した金額は、**原則としては60歳になるまで受け取ることはできません**ので注意が必要です。

② 手数料がかかる

口座開設時及び毎月の口座管理料として一定の手数料がかかります(手数料の多寡は取扱金融機関によって異なります)。

③ 運用は自己責任

国民年金・厚生年金は、国が責任を持って資産を運用しますが、**確定拠出年金は、ご自身で投資先(金融商品)を選択する必要**がある(投資リスクはご自身で負う)ため、必要最低限の資産運用に関する知識と管理の手間が必要となります。

最後に、両者の制度内容を踏まえた上での選択にあたってのポイントですが、**税制上のメリットについては、やはり「全額所得控除」の効能が大きいiDeCo(イデコ)に軍配が上がります**。

一方、「60歳になるまで資金を引き出せない」というデメリットから、「**老後資金のための長期投資**」と割り切れるなら**iDeCo(イデコ)**、「**老後資金以外のライフイベントへの資金需要にも含みを持たせる**」ならば、**NISA**という選択が無難ではないでしょうか。